

# 第28回 東京都障害者就労支援協議会 東京労働局資料

資料1

P1

1 全国の雇用失業情勢

P2

2 都内ハローワークの障害者職業紹介状況

P3

3 民間企業の障害者雇用状況

P4

4 東京の障害者雇用企業規模別不足数

P5

5 障害者雇用優良中小事業主認定制度

P6

6 障害者の法定雇用率の引き上げ

令和3年2月2日(火)～令和3年2月5日(金)

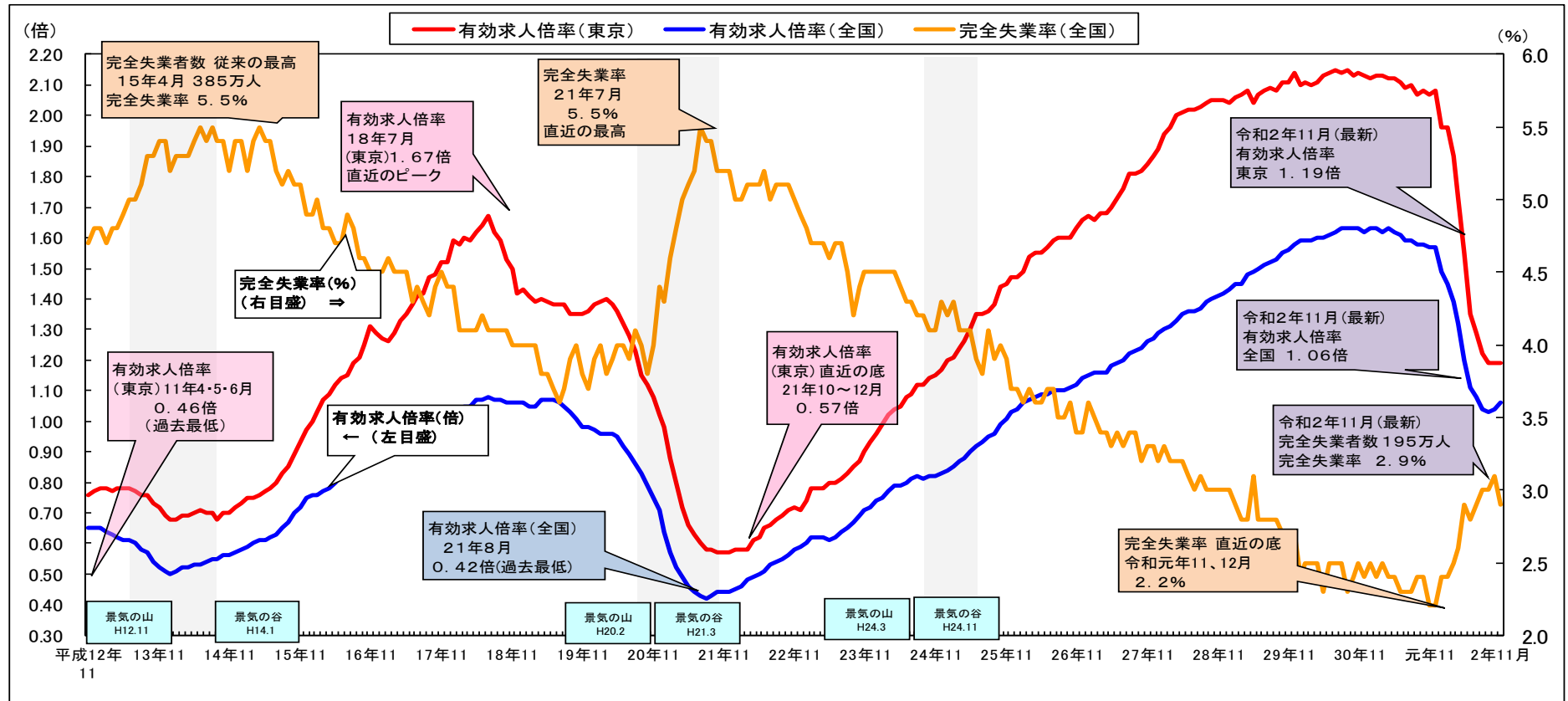
# 全国の完全失業率と有効求人倍率の動向

## 全国の雇用失業情勢(令和2年11月)

【雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。】(内閣府:月例経済報告R2.11.より)

- 全国の完全失業率(季調値)※は2.9%で、前月より0.2ポイント低下。(前月3.1%)
- 全国の有効求人倍率(季調値)は1.06倍で、前月より0.02ポイント上昇。(前月1.04倍)
- 東京の有効求人倍率(季調値)は1.19倍で、前月と同水準。(前月1.19倍)
- 日銀短観(12月調査、対比は前回9月調査)の業況判断(「良い」-「悪い」)は、全規模全産業で(-28→-15)となった。(単位:%ポイント)
- 日銀短観の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)の増加傾向は(-6→-10)であった。(単位:%ポイント)
- 全国の企業倒産件数は569件で、前年同月比21.7%減少、5か月連続で前年同月を下回った。
- 東京都の企業倒産件数は109件で、前年同月比19.3%減少となり、3か月連続で前年同月を下回った。

### 【完全失業率と有効求人倍率の動向】



(資料出所)内閣府「月例経済報告」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、(株)東京商工リサーチ「東京の企業倒産状況」・「全国企業倒産状況」(負債総額1,000万円以上の倒産を集約) 毎年1月に季節調整値替えが行われる。

※平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値として記載している。また、平成23年9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果である。詳細は総務省「労働力調査」をご覧ください。

# 東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況(障害種類別)

(単位:人)

	新規求職申込件数									
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
27年度	19,744	(2.5)	6,714	(▲7.2)	3,300	(1.4)	8,921	(9.2)	809	(33.5)
28年度	20,055	(1.6)	6,288	(▲6.3)	3,324	(0.7)	9,634	(8.0)	809	(0.0)
29年度	20,796	(3.7)	6,026	(▲4.2)	3,472	(4.5)	10,472	(8.7)	826	(2.1)
30年度	21,280	(2.3)	6,003	(▲0.4)	3,259	(▲6.1)	11,136	(6.3)	882	(6.8)
元年度	21,970	(3.2)	5,902	(▲1.7)	3,307	(1.5)	11,300	(1.5)	1,461	(65.6)
2年度	12,439	(▲15.6)	3,479	(▲12.2)	2,150	(▲14.1)	5,436	(▲28.4)	1,374	(102.4)

	就 職 件 数									
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
27年度	6,322	(4.5)	1,962	(0.5)	1,541	(3.0)	2,662	(7.7)	157	(18.9)
28年度	6,494	(2.7)	1,873	(▲4.5)	1,509	(▲2.1)	2,938	(10.4)	174	(10.8)
29年度	6,809	(4.9)	1,826	(▲2.5)	1,529	(1.3)	3,272	(11.4)	182	(4.6)
30年度	7,282	(6.9)	1,831	(0.3)	1,706	(11.6)	3,540	(8.2)	205	(12.6)
元年度	7,467	(2.5)	1,819	(▲0.7)	1,600	(▲6.2)	3,763	(6.3)	285	(39.0)
2年度	4,012	(▲30.8)	844	(▲40.3)	1,179	(▲13.6)	1,669	(▲41.1)	320	(74.9)

※ ( )内は前年度比 ※ 2年度は4月～11月の取扱数

# 民間企業の障害者雇用状況(概要)

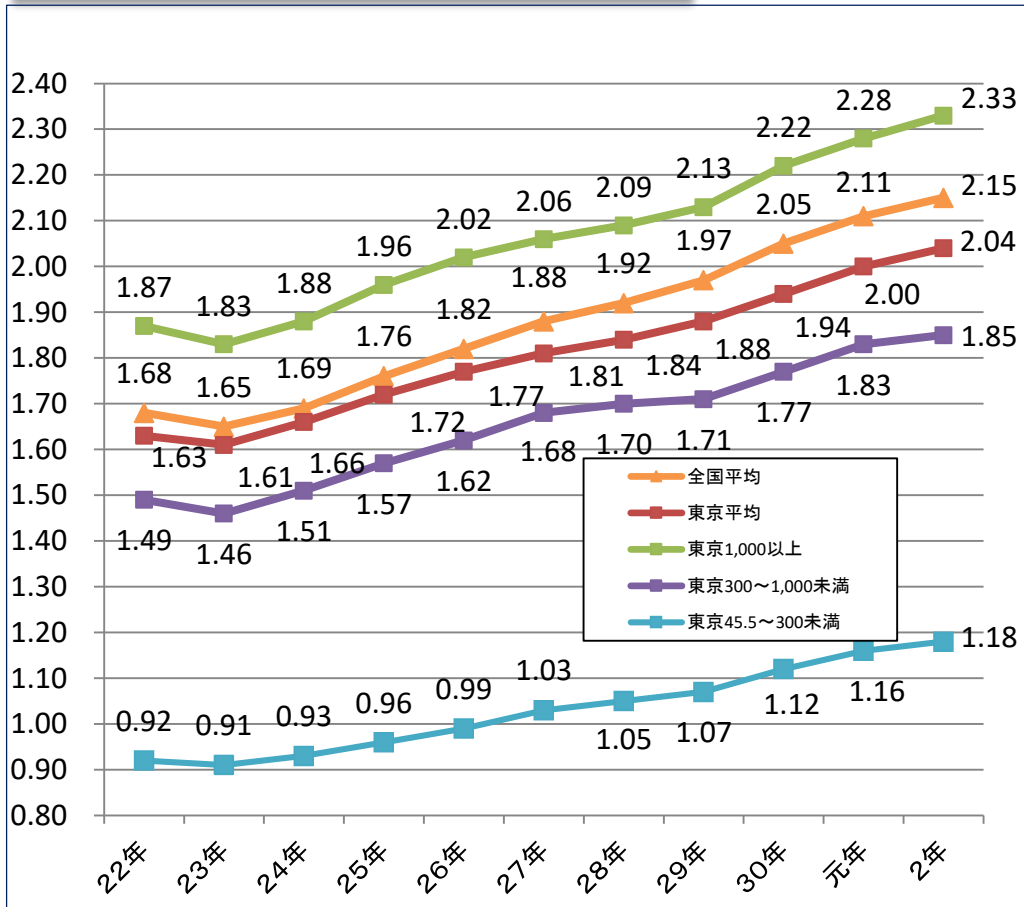
令和2年6月1日状況調査

令和3年1月15日公表

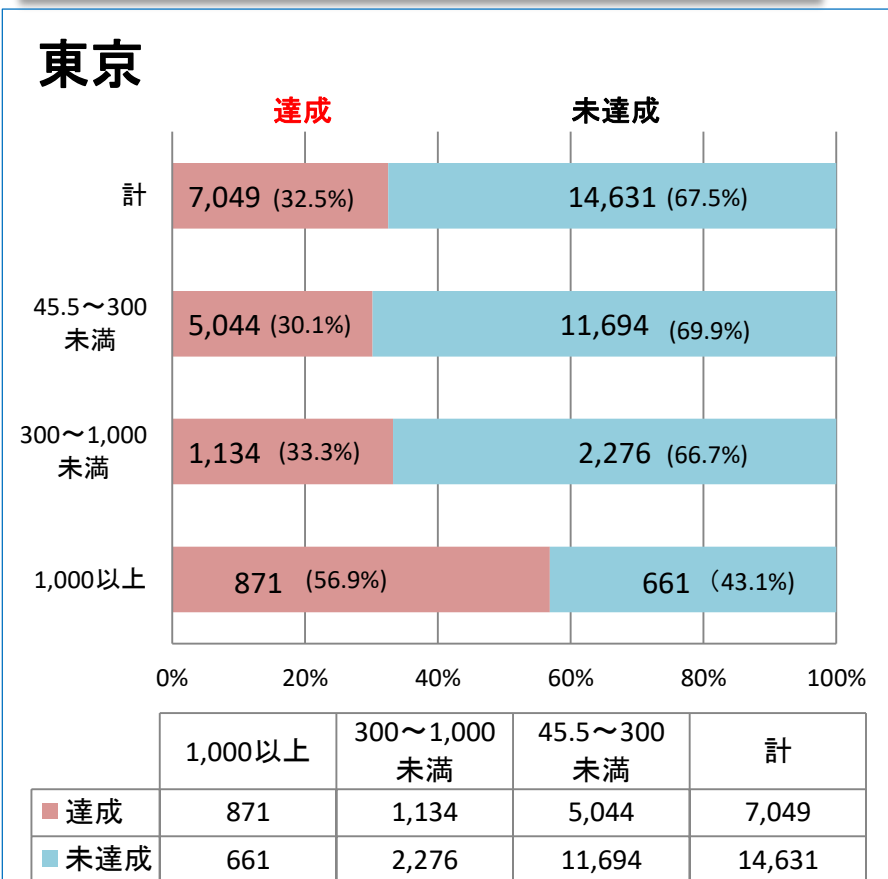
## 民間企業(法定雇用率2.2%)

	企業数(社)	算定基礎労働者(人)	障害者数(人)	実雇用率	前年比	達成企業割合	前年比
全国	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15%	0.04P	48.6%	0.6P
東京	21,680	10,351,904.0	211,492.0	2.04%	0.04P	32.5%	0.5P

## 規模別雇用率の推移(東京)



## 法定雇用率達成/未達成状況(東京)



# 民間企業の障害者雇用状況 企業規模別不足数(東京)

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③ 障害者の数 が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	<b>14,631</b> (100.0%)	<b>8,162</b> (55.8%)	<b>3,371</b> (23.0%)	<b>1,327</b> (9.1%)	<b>885</b> (6.0%)	<b>775</b> (5.3%)	<b>85</b> (0.6%)	<b>21</b> (0.1%)	<b>5</b> (0.0%)	<b>8,174</b> (55.9%)
45.5-100人未満	<b>6,604</b> (100.0%)	<b>6,104</b> (92.4%)	<b>500</b> (7.6%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	<b>6,541</b> (99.0%)
100-300人未満	<b>5,090</b> (100.0%)	<b>1,569</b> (30.8%)	<b>2,342</b> (46.0%)	<b>796</b> (15.6%)	<b>312</b> (6.1%)	<b>71</b> (1.4%)	— —	— —	— —	<b>1,607</b> (31.6%)
300-500人未満	<b>1,277</b> (100.0%)	<b>245</b> (19.2%)	<b>234</b> (18.3%)	<b>281</b> (22.0%)	<b>281</b> (22.0%)	<b>236</b> (18.5%)	— —	— —	— —	<b>22</b> (1.7%)
500-1000人未満	<b>999</b> (100.0%)	<b>154</b> (15.4%)	<b>209</b> (20.9%)	<b>162</b> (16.2%)	<b>191</b> (19.1%)	<b>261</b> (26.1%)	<b>22</b> (2.2%)	— —	— —	<b>3</b> (0.3%)
1000人以上	<b>661</b> (100.0%)	<b>90</b> (13.6%)	<b>86</b> (13.0%)	<b>88</b> (13.3%)	<b>101</b> (15.3%)	<b>207</b> (31.3%)	<b>63</b> (9.5%)	<b>21</b> (3.2%)	<b>5</b> (0.8%)	<b>1</b> (0.2%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

# 障害者雇用優良中小事業主認定制度

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。



## 認定事業主となることのメリット

- 認定マークを使用できます！
- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！
- 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！
- 公共調達等の加点評価を受けられる場合があります！

「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。  
審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。  
なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

令和2年12月15日 もにす認定授与式



【写真左から松本職業安定部長、社会福祉法人フレスコ会 佐々木氏、東京グリーンシステムズ株式会社 北谷氏、丸紅オフィスサポート株式会社 槻谷氏、土田労働局長】

障害者雇用優良中小事業主

検索



# 障害者の法定雇用率の引き上げ

- 平成29年6月30日障害者雇用促進法施行令の一部改正により、障害者法定雇用率は、以下のとおり段階的に引き上げることとされ、平成30年4月1日から施行。

区 分	【H30年4月～】	【R3年3月1日～】
一般の民間企業 【常用労働者数45.5人以上規模】	2.2%	2.3% (43.5人以上)
独立行政法人・特殊法人等 【常用労働者数40人以上規模】	2.5%	2.6% (38.5人以上)
国、地方公共団体 【職員数40人以上規模】	2.5%	2.6% (38.5人以上)
都道府県等の教育委員会 【職員数42人以上規模】	2.4%	2.5% (40人以上)